

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）
- 二 測量の地域 香芝市北今市一丁目から北今市七丁目まで及び畑の一部
- 三 測量の終了年月日 平成二十九年二月二十三日